

重要事項説明書 (介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防支援を提供することにより、要支援状態の維持、改善を目的として、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の概要

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	蓬田村地域包括支援センター（介護予防支援事業所）
所在地	青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397番地
電話番号	0174-27-3445
FAX	0174-27-3457

介護保険指定番号 0202000030

サービス提供地域 蓬田村

(2) 事業所の職員体制

	業務内容	常勤
責任者	事業所の運営全体	坂本啓子
管理者	事業所の管理	坂本啓子
介護支援専門員	介護予防支援に関する業務	坂本啓子 柿崎健治 三浦麻子
	心身状態の把握と早期発見	坂本啓子 柿崎健治 三浦麻子
	医療との連携	坂本啓子 柿崎健治 三浦麻子

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 8時15分～17時00分

*24時間相談受付体制あり。

3. サービス内容

- ①介護予防サービス計画の作成
- ②介護予防サービス事業所との連絡、調整
- ③サービス実施状況の把握・サービス計画等の評価
- ④給付管理
- ⑤権利擁護等への対応
- ⑥利用者状況の把握
- ⑦医療との連携

⑧要介護、要支援認定申請に対する協力、援助

⑨相談業務

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要支援1、2を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

*利用者の保険料滞納等のため、法廷代理受領サービスができなくなった場合、下記の金額（1ヶ月当たり）をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、蓬田村役場の窓口提供することで、全額払い戻しを受けられます。

介護予防支援費 4, 420円

(2) 加算料金

*初回加算、新規に介護予防サービス計画を作成した場合 3, 000円

(3) 蓬田村の「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用され、介護予防支援計画書を作成された場合は、下記のとおり蓬田村へ請求されます。

・ケアマネジメントA 1月当たり 4, 420円

※初回加算 新規に介護予防サービス計画を作成した場合 3, 000円

・ケアマネジメントC サービス利用開始時のみ 3, 000円

5. 虐待の防止について

地域包括支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待防止の為に、次に挙げる通り措置を講じます。

- (1) 研修等を行い、人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。
- (2) 職員が適切に支援を行う体制と、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 利用者等に対する虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。
- (4) 身体的拘束等原則禁止に努め、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行いません。

6. 秘密保持

- (1) 事業者および介護支援専門員は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契

約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療関係への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故や状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のためマニュアルを作成し、従業者育成を行います。

10. 苦情相談窓口

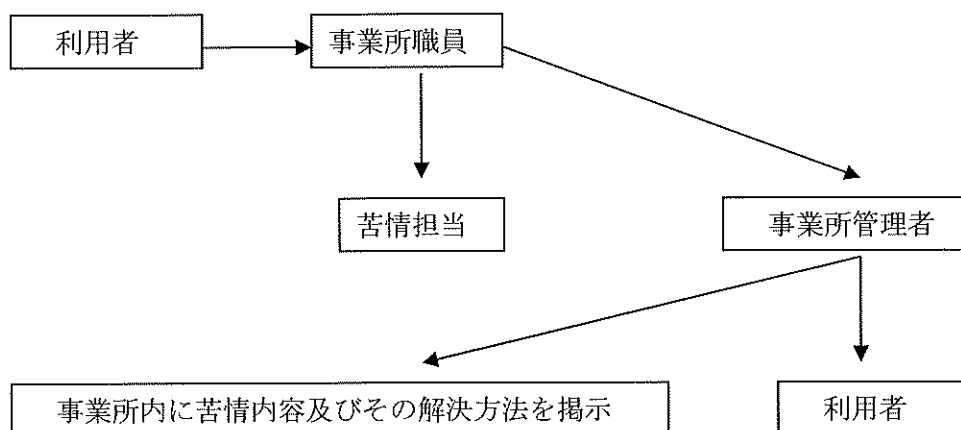
*サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	窓口担当者	坂本 啓子 柿崎 健治 三浦 麻子
ご利用時間	月～金曜日	8時15分～17時00分
ご利用方法	電話	0174-27-3445

*公的機関においても、次の期間においても苦情申し出ができます。

蓬田村役場 住民課 住民班
所在地：青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3
電話番号：0174-27-2111 FAX：0174-27-3255
受付時間：9時00分～16時00分（土日、祝日を除く）

(2) 苦情処理体制



11. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を考慮して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所 在 地 青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田 3 9 7 番地

事業所名 蓬田村地域包括支援センター

(0 2 0 2 0 0 0 0 3 0)

説明者 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈家族又は代理人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護予防支援においてサービスの提供を受けるにあたり、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援専門員とサービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他サービス事業所との調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩したり、ケガ等で病院へ行った時、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 介護予防計画に掲載されているサービス事業所
- (2) 病院又は診療所

3 使用する期間

介護予防サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 わとなーる

施設長 岡本 剛 殿

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印